

件名

資金移動業者に関する内閣府令第三十一条第六号ロ及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十二條第十項第四号の規定に基づき特定信託受益権に係る信託財産の一部の運用に当たつての債券の基準を定める件

○金融庁告示第 号

資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第三十一条第六号ロ及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第二十二條第十項第四号の規定に基づき、特定信託受益権に係る信託財産の一部の運用に当たつての債券の基準を次のように定め、令和八年六月一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

資金移動業者に関する内閣府令第三十一条第六号ロ及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十二條第十項第四号に規定する基準は、当該債券が外国の発行する債券であつて次の各号のいずれにも該当することとする。

一 適格格付機関（銀行法第十四條の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付けに対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号。以下こ

の号において「適格格付機関告示」という。）第二条各号に掲げる格付機関をいう。以下この号において同じ。）により当該外国に付与された債務者信用力格付（債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。）に対応する信用リスク区分（適格格付機関告示第三条第一号の表に定める区分をいう。）がいずれの適格格付機関においても1―2以下でないもの

二 当該外国の発行する債券の総額が百兆円に相当する額以上の額であるもの